

第 7 5 号議案

中野区子ども・若者支援センター条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 9 月 2 4 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

子ども・若者支援センターを設置する必要がある。

## 中野区子ども・若者支援センター条例

### (設置)

第1条 子ども・若者及びその家庭に対する支援を総合的に実施し、子ども・若者が健やかに成長できる環境を整備するため、中野区子ども・若者支援センター（以下「センター」という。）を東京都中野区中央一丁目4番2号に設置する。

### (事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子ども・若者及びその家庭からの相談に対する助言及び支援に関すること。
- (2) 子ども・若者及びその家庭の支援を行う関係機関との連携に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

### (委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和3年11月29日から施行する。